

条例案	他自治体類似条例等	児童虐待防止法	児童福祉法
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、児童虐待の防止等について、基本理念を定め、市、保護者、市民等及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、児童虐待の防止等に必要な事項を定めることにより、児童虐待の防止等を図り、もって、次代を担う子どもの命を守るとともに、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>(浦安市)</p> <p>第1条 この条例は、児童虐待の防止等について、基本理念を定め、市、保護者、市民等及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、児童虐待の防止等に必要な基本となる事項を定めることにより、児童虐待の防止等を図り、もって、子どもの人権を擁護するとともに、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>		
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 18歳に満たない者をいう。</p> <p>(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。</p> <p>(3) 児童虐待 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト及び心理的虐待)をいう。</p> <p>(4) 児童虐待の防止等 児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援をいう。</p> <p>(5) 市民等 市内に住所又は居所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者並びに市内に存する学校に在学する者をいう。</p> <p>(6) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの医療、福祉又は教育に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、弁護士その他子どもの医療、福祉又は教育に職務上関係のある者をいう。</p>	<p>(浦安市)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 18歳に満たない者をいう。</p> <p>(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。</p> <p>(3) 児童虐待 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待をいう。</p> <p>(4) 児童虐待の防止等 児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援をいう。</p> <p>(5) 市民等 市内に住所又は居所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者並びに市内に存する学校に在学する者をいう。</p> <p>(6) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。</p>		
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 全ての子どもは、愛され、安全で安心な環境で適切に養育されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</p> <p>2 児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、これを決して行ってはならない。</p> <p>3 児童虐待への対応は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えなくてはならない。</p> <p>4 何人も、児童虐待を見逃さないよう努めるとともに、児童虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。</p>	<p>(川崎市)</p> <p>第3条 虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、これを決して行ってはならない。</p> <p>2 子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。</p> <p>3 何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。</p>	<p>(児童に対する虐待の禁止)</p> <p>第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。</p>	<p>第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</p> <p>第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。</p> <p>2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p> <p>第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。</p>

条例案	他自治体類似条例等	児童虐待防止法	児童福祉法
<p>(基本方針)</p> <p>第4条 児童虐待の防止等は、次に掲げる基本方針により行うものとする。</p> <p>(1) 児童虐待の予防には子育て家庭を支えることが重要であることから、地域と行政とが連携及び協働をし、子育て家庭を支援すること。</p> <p>(2) 子どもを児童虐待から守るには地域と行政とが一体となって取り組むことが必要であることから、地域と行政とが連携及び協働をし、児童虐待の防止等に係る取組を行うこと。</p>	<p>(浦安市)</p> <p>第3条 児童虐待の防止等は、次に掲げる基本理念により行うものとする。</p> <p>(1) 児童虐待の予防には子育て家庭を支えることが重要であることから、地域と行政とが連携及び協働をし、子育て家庭を支援すること。</p> <p>(2) 子どもを児童虐待から守るには地域と行政とが一体となって取り組むことが必要であることから、地域と行政とが連携及び協働をし、児童虐待の防止等に係る取組を行うこと。"</p>		
<p>(市の責務)</p> <p>第5条 市は、児童虐待を受けた子どもの安全の確保を最優先としなければならない。</p> <p>2 市は、子どもの人権、児童虐待が子どもに及ぼす影響、児童虐待の予防のための子育て支援施策、児童虐待の通告義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</p> <p>3 市は、子どもが児童虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するものとする。</p> <p>4 市は、警察、関係機関等及び地域社会による児童虐待の防止等のための取組に対する積極的な支援に努めなければならない。</p> <p>5 市は、児童虐待の防止等に関する施策を推進するための具体的な年次行動計画(以下「年次計画」という。)を策定し、公表しなければならない。</p> <p>6 市は、児童虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、親になるための準備、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた子どものケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。</p>	<p>(名古屋市)</p> <p>第4条 市は、虐待を受けた児童の安全の確保を最優先としなければならない。</p> <p>3 市は、児童の人権、虐待の予防のための子育て支援施策、虐待の通告義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</p> <p>4 市は、児童が虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、関係機関等と連携し、児童に対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するものとする。</p> <p>5 市は、警察、関係機関等及び地域社会による虐待の予防のための取組に対する積極的な支援に努めなければならない。</p> <p>(石川県)</p> <p>第9条2 県は、子どもに関する施策を推進するための具体的な行動計画(以下この項及び第八十四条第三項において「県行動計画」という。)を策定するとともに、県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するものとする。</p> <p>(横浜市)</p> <p>第4条7 市は、子供を虐待から守るため、次の各号に掲げる事項に関する調査研究等を行うとともに、必要な広報その他の啓発活動及び教育に努めなければならない。</p> <p>(1) 親になるための準備</p>	<p>(国及び地方公共団体の責務等)</p> <p>第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。)並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第三条の三 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。</p> <p>二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。</p>

条例案	他自治体類似条例等	児童虐待防止法	児童福祉法
<p>の検証を行うものとする。</p> <p>7 市は、前各項に定めるもののほか、児童虐待の防止等に関し、必要な施策を積極的に推進するものとする。</p>	<p>(1) 親になるための準備</p> <p>(大阪市)</p> <p>第4条4 本市は、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、虐待の予防及び早期発見のための方策、虐待を受けた児童のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。</p>	<p>材の確保及び質員の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。</p> <p>5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。</p> <p>6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。</p> <p>7 何人も、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。</p>	<p>一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。</p> <p>三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。</p> <p>3 市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。</p> <p>4 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第十条の二 市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。</p>
<p>(保護者の責務)</p> <p>第6条 保護者は、児童虐待を決して行ってはならず、子どものしつけと称して、体罰を与えてはならない。</p> <p>2 保護者は、子どもに愛情を持って接するとともに、子育てに関する知識の習得に努め、児童虐待が子どもの心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子どもの自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。</p> <p>3 保護者は、子どもの心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳幼児については、自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能力がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。</p> <p>4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。</p> <p>5 保護者は、男女の別を問わず、子育てその他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たさなくてはならない。</p> <p>6 保護者は、市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。</p> <p>7 保護者は、子育てに関して、市、児童相談所又は関係機関等による指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。</p>	<p>(横浜市)</p> <p>第6条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、子供のしつけに際して、その健やかな成長を阻害するような著しい身体的又は精神的な苦痛を与えてはならない。</p> <p>2 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有するものとして、子供に愛情を持って接するとともに、虐待が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子供の自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。</p> <p>3 保護者は、子供の心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳児及び幼児(児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に掲げる乳児及び幼児をいう。)については、自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能力がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。</p> <p>4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。</p> <p>5 保護者は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。</p> <p>6 保護者は、子育てに関して、市長、通告受理機関又は関係機関等による指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。</p>		

条例案	他自治体類似条例等	児童虐待防止法	児童福祉法
<p>(市民等の責務)</p> <p>第7条 市民等は、児童虐待の防止等について理解を深め、児童虐待を防止するとともに、市が実施する児童虐待の防止等に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 市民等は、児童虐待の予防のための子育て支援に関する活動その他の児童虐待の防止等に関する活動に積極的に参加するよう努めなければならない。</p> <p>3 市民等は、市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(浦安市)</p> <p>第6条 市民等は、児童虐待の防止等について理解を深め、児童虐待を防止するとともに、市が実施する児童虐待の防止等に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 市民等は、地域と行政とが連携及び協働をして行う、児童虐待の予防のための子育て支援に関する活動その他の児童虐待の防止等に関する活動に積極的に参加するよう努めなければならない。</p> <p>3 市民等は、市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めなければならない。"</p>		
<p>(関係機関等の責務)</p> <p>第8条 関係機関等は、児童虐待を防止するよう努めなければならない。</p> <p>2 関係機関等は、子どもを児童虐待から守るため、市が実施する児童虐待の防止等に関する施策に協力するとともに、互いに連携するよう努めなければならない。</p> <p>3 関係機関等は、市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの医療、福祉又は教育に業務上関係のある団体は、児童虐待に対して適切な対応をするための体制の整備に努めなければならない。</p>	<p>(浦安市)</p> <p>第7条 関係機関等は、児童虐待を防止するよう努めなければならない。</p> <p>2 関係機関等は、子どもを児童虐待から守るため、市が実施する児童虐待の防止等に関する施策に協力するとともに、互いに連携するよう努めなければならない。</p> <p>3 関係機関等は、市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体は、児童虐待に対して適切な対応をするための体制の整備に努めなければならない。</p>		
<p>(児童虐待の早期発見)</p> <p>第9条 市、市民等及び関係機関等は、児童虐待の早期発見について大きな役割を担っていることを認識し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、関係機関等が児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確に対応するための指針（以下「早期発見対応指針」という。）を策定しなければならない。</p> <p>3 関係機関等は、早期発見対応指針に従って、児童虐待の早期発見及び早期対応に努めるものとする。</p>	<p>(浦安市) 第8条 市、市民等及び関係機関等は、児童虐待の早期発見について大きな役割を担っていることを認識し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。</p> <p>(石川県) 第七十八条2 知事は、子どもに対する虐待について、関係者(児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。以下この条及び第八十条において同じ。)が早期に発見し、迅速かつ的確に対応するための指針(次項において「早期発見対応指針」という。)を策定しなければならない。</p> <p>3 関係者は、早期発見対応指針に従って、子どもに対する虐待の早期発見及び早期対応に努めるものとする。</p>	<p>(児童虐待の早期発見等)</p> <p>第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。</p> <p>2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。</p>	

条例案	他自治体類似条例等	児童虐待防止法	児童福祉法
<p>(人材の確保及び資質の向上)</p> <p>第10条 市は、関係機関等が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止等に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 市は、児童虐待に関する通告、通報、相談及び情報の提供に応じる体制を整備するとともに、必要に応じて学校その他市が必要と認める施設に対し、心理、福祉及び法律に関する専門的知識を有する者を派遣して児童虐待に関する助言及び支援を行うため、その人材の確保について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 市は、職員に対して、児童虐待の防止等に関する教育及び研修を行い、児童虐待の防止等に関する施策について周知及び啓発に努めなければならない。</p>	<p>(名古屋) 第9条1 市は、児童相談所、福祉事務所及び保健所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が虐待を早期に発見し、その他虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(国分寺市)第10条 市は、いじめ及び虐待に関する通告(児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第6条(児童虐待に係る通告)の規定による通告をいう。以下同じ。)、通報、相談及び情報の提供に応じる体制を整備するとともに、必要に応じて市立学校その他市が必要と認める施設に対し、心理、福祉及び法律に関する専門的知識を有する者を派遣していじめ及び虐待への対処に関する助言及び支援を行うため、その人材の確保について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 市は、職員に対して、いじめ及び虐待の防止に関する教育及び研修を行い、いじめ及び虐待の防止及び解決を図るために必要な施策について周知及び啓発に努めなければならない。</p>		
<p>(児童虐待に係る通告)</p> <p>第11条 市民等及び関係機関等は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、市又は児童相談所に通告しなければならない。</p>	<p>(浦安市)</p> <p>第9条 市民等及び関係機関等は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、市又は児童相談所に通告しなければならない。</p>	<p>(児童虐待に係る通告)</p> <p>第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。</p> <p>3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。</p>	<p>第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。</p> <p>2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。</p>
<p>(情報の共有)</p> <p>第12条 市は、児童虐待に関する情報について、児童相談所、警察及び児童虐待の防止等のために県が指定する拠点病院との適切な共有に努めるものとする。</p> <p>2 市は、子どもの安全の確保のために必要があると認めるときは、児童虐待に関する情報について、関係機関等及び児童虐待に係る通告等をした者と共有することができる。ただし、通告等をした者との情報共有については、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。</p>	<p>(名古屋市)</p> <p>第11条3 市は、虐待を受けた児童に係る情報について、警察との適切な共有に努めるものとする。</p> <p>4 市は、児童の安全の確保のために必要があると認めるときは、虐待を受けた児童に係る情報について、関係機関等と共有することができる。</p>	<p>(資料又は情報の提供)</p> <p>第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>	<p>第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならない。</p> <p>2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。</p>

条例案	他自治体類似条例等	児童虐待防止法	児童福祉法
<p>(子育てをするために必要と思われる情報の提供)</p> <p>第13条 市は、子育て家庭及び地域の人々に対して、子育てをするために必要と思われる情報の提供を行うものとする。</p>	<p>(浦安市)</p> <p>第10条 市は、子育て家庭及び地域の人々に対して、子育てをするために必要と思われる情報の提供を行うものとする。</p>		
<p>(子育て家庭に対する支援)</p> <p>第14条 市は、子育て家庭に対して、相談支援、訪問支援等必要な支援を行うものとする。</p> <p>2 前項の支援に際しては、栄養、衣類、住居及び教育に関して、特に配慮しなくてはならない。</p>	<p>(浦安市)</p> <p>第11条 市は、子育て支援を要する家庭に対して、相談支援、訪問支援等必要な支援を行うものとする。</p> <p>(児童の権利に関する条約)</p> <p>第27条3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。</p>		<p>第二十一条の八 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにすることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。</p>
<p>(団体に対する支援)</p> <p>第15条 市は、地域における子育て家庭を支援するための事業を促進するため、当該事業を行う団体に対して、子育て支援に関する専門的な知識の提供その他必要な支援を行うものとする。</p>	<p>(浦安市)</p> <p>第13条 市は、地域における子育て家庭を支援するための事業を促進するため、当該事業を行う団体に対して、子育て支援に関する専門的な知識の提供その他必要な支援を行うものとする。</p>		<p>第二十一条の十六 国及び地方公共団体は、子育て支援事業を行う者に対して、情報の提供、相談その他の適当な援助をするように努めなければならない。</p>
<p>(地域における子育て支援の取組)</p> <p>第16条 市内において子育て支援に関する活動を行う団体(以下「子育て支援団体」という。)は、関係機関等と連携し、保護者に対して、子育てに関する情報を積極的に提供する等地域における子育て支援に努めなければならない。</p> <p>2 子育て支援団体は、地域と連携し、子育ての負担感の軽減を図るため、保護者に対して、保護者同士がその子どもとともに交流することができる機会の提供に努めなければならない。</p> <p>3 市及び市民等は、地域において、子どもが安全に安心して過ごすことができるよう子どもの居場所づくりに努めなければならない。</p>	<p>(浦安市)</p> <p>第15条 社会福祉法人浦安市社会福祉協議会、浦安市民生委員児童委員協議会及び市内において子育て支援に関する活動を行う団体(以下「社会福祉協議会等」という。)は、互いに連携し、保護者に対して、子育てに関する情報を積極的に提供する等地域における子育て支援に努めなければならない。</p> <p>2 社会福祉協議会等及び自治会は、互いに連携し、子育ての負担感の軽減を図るため、保護者に対して、保護者どうしがその子どもとともに交流することができる機会の提供に努めなければならない。"</p>		
<p>(児童虐待防止推進月間)</p> <p>第17条 市民等の間に広く児童虐待についての関心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設ける。</p> <p>2 児童虐待防止推進月間は、毎年11月とする。</p> <p>3 市は、児童虐待防止推進月間において、関係機関等、子育て支援団体等その他児童虐待の防止等に関係する機関、団体等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。</p>	<p>(川崎市)</p> <p>第13条 市民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設ける。</p> <p>2 児童虐待防止推進月間は、毎年11月とする。</p> <p>3 市は、児童虐待防止推進月間において、関係機関等、子育て支援機関等その他虐待の防止等に関係する機関、団体等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。</p>		
<p>(子どもに対する児童虐待に関する知識の普及及び相談先の周知)</p> <p>第18条 市は、子どもに対して、児童虐待に関する知識の普及及び児童虐待を受けた場合の相談先の周知を行うものとする。</p> <p>2 前項の児童虐待に関する知識の普及等に当たっては、必要に応じて、学校等と連携を図るものとする。</p>	<p>(浦安市)</p> <p>第18条 市は、児童虐待の防止等のため、子どもに対して、児童虐待に関する知識の普及及び児童虐待を受けた場合の相談先の周知を行うものとする。</p> <p>2 前項の児童虐待に関する知識の普及に当たっては、必要に応じて、学校等と連携を図るものとする。"</p>		

条例案	他自治体類似条例等	児童虐待防止法	児童福祉法
<p>(通告に係る子どもの安全の確認等)</p> <p>第19条 市は、児童虐待に係る通告を受けたときは、直ちに調査を行い、必要があると認めるときは、通告を受けてから48時間以内に当該通告に係る子どもの安全を確認するものとする。家庭その他から児童虐待に関する相談等があった場合についても、同様とする。</p> <p>2 前項の通告に係る子どもの保護者及び保護者以外の同居人は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。</p> <p>3 市は必要に応じ、近隣住民、警察、児童相談所、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理する者その他子どもの安全確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。</p> <p>4 前項により、市から協力を求められた者は、安全確認に協力するよう努めるものとする。</p> <p>5 市は、通告をした者又は相談等をした者が特定されないよう必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(名古屋市)</p> <p>第13条 児童相談所長は、虐待を受けた児童を発見した者から児童相談所に通告があった場合には、直ちに当該虐待に係る調査を行い、児童相談所の職員又は児童相談所長が依頼した者により、直接目視することを基本として、当該児童との面会、面談等の方法により、当該児童の安全の確認を行わなければならない。</p> <p>3 第1項の虐待を受けた児童の保護者及び保護者以外の同居人は、同項の安全の確認に協力しなければならない。</p> <p>4 児童相談所長は、必要に応じ、近隣住民、住宅を管理する者、警察、関係機関等その他虐待を受けた児童の安全の確認のために必要な者に対し、児童の安全の確認に関する協力を求めるものとする。</p> <p>5 児童相談所長は、必要に応じ、警察、関係機関等に対し、一時保護に関する協力を求めるものとする。</p> <p>6 前2項の規定による協力を求められた者は、その求めに応じるよう努めるものとする。</p> <p>7 児童相談所長は、一時保護を解除するに当たっては、児童の心身の安全の確保を最大限考慮しなければならない。</p>	<p>第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。</p> <p>(通告又は送致を受けた場合の措置)</p> <p>第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。</p> <p>一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。</p> <p>二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。</p>	
<p>(子どもに対する保護及び支援)</p> <p>第20条 市は、児童相談所、警察等と連携し、児童虐待を受けた子ども(児童虐待を受けるおそれのある子どもを含む。以下同じ。)を児童虐待から守るため、当該子どもに対して、必要な保護及び支援を行うものとする。</p>	<p>(浦安市)</p> <p>第20条 市は、児童相談所、警察等と連携し、児童虐待を受けた子ども(児童虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下同じ。)を児童虐待から守るため、当該子どもに対して、必要な保護及び支援を行うものとする。</p>	<p>2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。</p> <p>一 児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。</p> <p>二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。</p>	

条例案	他自治体類似条例等	児童虐待防止法	児童福祉法
<p>(保護者に対する指導及び支援)</p> <p>第21条 市は、児童相談所等と連携し、児童虐待を受けた子どもが良好な家庭環境で生活することができるよう、その保護者に対して、必要な指導及び支援を行うものとする。</p>	<p>(浦安市)</p> <p>第21条 市は、児童相談所等と連携し、児童虐待を受けた子どもが良好な家庭環境で生活することができるよう、その保護者に対して、必要な指導及び支援を行うものとする。</p>	<p>三 当該児童のうち児童福祉法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等（以下この号において「保育の利用等」という。）が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。</p> <p>四 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。</p> <p>3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。</p>	
<p>(保護支援指針の策定)</p> <p>第22条 市長は、児童虐待を受けた子ども及びその保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針（以下「保護支援指針」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 市長は、関係機関等に対し、関係機関等が行う適切な保護及び支援に資するため、保護支援指針を示すものとする。</p>	<p>(三重県)</p> <p>第十五条 知事は、虐待を受けた子ども及び虐待を行った保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針（以下この章において「保護支援指針」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う適切な保護及び支援に資するため、保護支援指針を示すものとする。</p>		
<p>(保育所等の優先入所)</p> <p>第23条 市長は、保育所又は認定こども園の入所者を選考する場合において、児童虐待を受けた子ども等特別の支援を要する子どもを保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うものとする。</p>	<p>(高砂市)</p> <p>第11条 市長は、保育所の入所者を選考する場合において、子ども虐待を受けた子どもを優先的に入所者として決定することができる。</p>	<p>(児童虐待を受けた児童等に対する支援)</p> <p>第十三条の三 市町村は、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（次項において「特定教育・保育施設」という。）又は同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第四十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあっせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第三十三条第二項又は第四十五条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童（同法第十九条第一項第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。）又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び改善を図る等必要な施策を講じなければならない。</p>	<p>第二十四条4 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第五号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること（以下「保育の利用」という。）の申込みを勧奨し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。</p> <p>5 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行っても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費（同法第二十八条第一項第二号に係るものを除く。次項において同じ。）又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費（同法第三十条第一項第二号に係るものを除く。次項において同じ。）の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。</p>

条例案	他自治体類似条例等	児童虐待防止法	児童福祉法
<p>(子どもの家庭復帰及び自立に係る支援)</p> <p>第24条 市は、児童相談所等と連携し、児童虐待のため里親への委託、児童養護施設等への入所等の措置が採られた子どもの家庭復帰及び自立に当たって必要な支援を行うものとする。</p>	<p>(浦安市)</p> <p>第22条 市は、児童相談所等と連携し、児童虐待のため里親への委託、児童養護施設等への入所等の措置が採られた子どもの家庭復帰及び自立に当たって必要な支援を行うものとする。</p>	<p>の方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。</p> <p>4 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。</p>	
<p>(転出する場合の措置)</p> <p>第25条 市は、児童虐待を受けた子ども及びその保護者が市外に転出する場合は、当該子ども等の情報を転出先の地方公共団体へ伝達するなど児童虐待の防止等に必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(川崎市)</p> <p>第20条 市は、虐待を受けた、又は受けるおそれのある子ども及びその保護者に対する支援の途中でこれらの者が市外に転出する場合は、転出先の地方公共団体へ当該支援に必要な情報を伝達し、その他必要な支援を途切れさせないために必要な措置を講ずるものとする。</p>		
<p>(地域における児童虐待の防止等のための取組)</p> <p>第26条 市民等は、地域における子どもに対する見守り活動等を行うことにより、子どもとの関わりを深めるよう努めなければならない。</p> <p>2 市民等は、子どもとの関わりを通して、児童虐待に関し対応が必要であると判断したときは、子どもに代わり、市、児童委員等に連絡又は相談するよう努めなければならない。</p>	<p>(浦安市)</p> <p>第24条 地域の人々は、子どもに対して声かけ等を行うことにより、子どもとの関わりを深めるよう努めなければならない。</p> <p>2 地域の人々は、子どもとの関わりを通して、児童虐待に関し対応が必要であると判断したときは、当該子どもに代わり、市、児童委員等に連絡又は相談をするよう努めなければならない。</p>		
<p>(設置)</p> <p>第27条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項の規定による要保護児童及び同条第5項の規定による要支援児童等(以下「要保護児童等」という。)の早期発見並びに適切な保護及び支援を図るため、同法第25条の2第1項の規定に基づき、飯塚市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p>	<p>(嬉野市)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2の規定に基づき、要保護児童(法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいい、法第31条第4項に規定する延長者及び法第33条第8項に規定する保護延長者(次条第1号において「延長者等」という。)を含む。以下同じ。)の適切な保護又は要支援児童(法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。)若しくは特定妊婦(法第6条の3第5項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。)への適切な支援を図るため、嬉野市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p>		<p>第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童(第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第八項に規定する保護延長者(次項において「延長者等」という。))を含む。次項において同じ。)の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くように努めなければならない。</p> <p>2 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者(延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。)又は特定妊婦(以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。</p> <p>3 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。</p> <p>4 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。</p> <p>5 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、厚生労働省令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪</p>
<p>(所掌事務)</p> <p>第28条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 要保護児童等に対する保護及び支援等に関すること。</p> <p>(2) 年次計画、早期発見対応指針及び保護支援指針の策定及び変更に関すること。</p> <p>(3) 児童虐待に関する研修並びに広報活動及び啓発活動の推進に関すること。</p> <p>(4) 子どもの死亡事例等の検証に関すること。</p> <p>(5) 児童虐待の防止等を推進するために必要な活動及び体制整備の促進に関すること。</p>	<p>(西海市)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 要保護児童等の適切な保護を図るために必要な情報の交換に関すること。</p> <p>(2) 要保護児童等に対する支援の内容に関すること。</p> <p>(3) 児童虐待に関する研修並びに広報活動及び啓発活動の推進に関すること。</p> <p>(4) 児童虐待の予防及び防止を図るために必要な活動及び体制整備の促進に関すること。</p> <p>(5) 実務者会議及び個別ケース検討会議からの報告に対する評価に関すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、要保護児童等の支援を推進するために必要な事項に関すること。</p>		

条例案	他自治体類似条例等	児童虐待防止法	児童福祉法
<p>(代表者会議)</p> <p>第29条 協議会に、市及び関係機関の代表者等から構成される代表者会議を置く。</p> <p>2 代表者会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 子どもの福祉に関する団体が推薦する者</p> <p>(2) 子どもの権利の擁護に関する団体が推薦する者</p> <p>(3) 教育に関する団体が推薦する者</p> <p>(4) 医療に関する団体が推薦する者</p> <p>(5) 子育て支援団体が推薦する者</p> <p>(6) 市議会が推薦する者</p> <p>(7) 市職員</p> <p>(8) その他市長が必要と認める者</p> <p>3 代表者会議の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p>	<p>(和歌山市)</p> <p>第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 児童の福祉に関する団体が推薦する者</p> <p>(2) 児童の権利の擁護に関する団体が推薦する者</p> <p>(3) 教育に関する団体が推薦する者</p> <p>(4) 医療に関する団体が推薦する者</p> <p>(5) 市職員</p> <p>(6) その他市長が必要と認める者</p> <p>第4条 委員の任期は、3年とする。</p> <p>ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p>		<p>問事業を行う者、母子保健法第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。</p> <p>6 市町村の設置した協議会（市町村が地方公共団体（市町村を除く。）と共同して設置したものを含む。）に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるもの（次項及び第八項において「調整担当者」という。）を置くものとする。</p> <p>7 地方公共団体（市町村を除く。）の設置した協議会（当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。）に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。</p> <p>8 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。</p>
<p>(事務局)</p> <p>第30条 協議会の円滑な運営を図るため、事務局を置く。</p>			<p>第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。</p>
<p>(実務者会議等の設置)</p> <p>第31条 協議会に実務者会議、個別ケース検討会議及び検証部会を置く。</p> <p>2 地域での児童虐待の防止等の取組を進めるため、実務者会議に、地域部会を設置するよう努めるものとする。</p>	<p>(嬉野市)</p> <p>第7条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に実務者会議を置く。</p> <p>2 実務者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>		<p>第二十五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</p>
<p>(守秘義務)</p> <p>第32条 協議会の委員は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>2 第12条第2項の規定に基づき、情報を共有した関係機関等及び児童虐待に係る通告等をした者は、共有した情報を他に漏らしてはならない。関係機関等の職員は、その職を退いた後も同様とする。</p>	<p>(嬉野市)</p> <p>第8条 協議会の委員及び関係機関等の実務者は、諸会議、調査等で知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p>		<p>第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者</p> <p>二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者</p> <p>三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者</p>
<p>(市長の報告)</p> <p>第33条 市長は、毎年、児童虐待の発生状況、通告の状況、児童虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における児童虐待に係る状況について年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。</p>	<p>(川崎市)</p> <p>第21条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。</p>		
<p>(財政上の措置)</p> <p>第34条 市は、児童虐待の防止等に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるものとする。</p>	<p>(名古屋市)</p> <p>第21条 市は、児童を虐待から守るための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>		
<p>(委任)</p> <p>第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(三重県)</p> <p>第二十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>		